

氏 名 広瀬 明

登録番号 第 21980005 号

事務所名称 広瀬社会保険労務士事務所

事務所所在地 岐阜県岐阜市市橋1-19-7

所属社会保険労務士会 岐阜県社会保険労務士会

処分内容 4か月の社会保険労務士の業務の停止
(令和5年3月7日から4か月)

処分理由 A社との間で労働者死傷病報告(以下「死傷病報告」という。)の作成・提出の代行を含めた顧問契約を締結しており、平成30年3月から令和2年3月までの間に同社の複数の事業場で発生した11件の労働災害について、同社から労働災害発生の連絡を受けていたにもかかわらず、これら労働災害に係る死傷病報告の作成・提出の代行を懈怠していたものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第25条の3に定める懲戒処分事由の「この法律に違反したとき」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。